

夕張市リフォーム工事費補助金交付要綱

平成29年4月19日 策定

平成30年4月 2日 改定

令和 2年4月 1日 改定

令和 3年4月 1日 改定

令和 4年4月 1日 改定

令和 5年4月 3日 改定

令和 7年4月 1日 改定

(目的)

第1条 この要綱は、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を補助することにより、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、市民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、市内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 夕張市内に事業所、営業所を持つ法人及び市内で営業する個人事業者で、建設業法第2条第3項の建設業者及び同法第3条第1項ただし書きの軽微な建設工事のみを請け負うことを営業する者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、リフォーム工事に係る費用の一部を補助するため、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象となるリフォーム工事)

第4条 補助対象となるリフォーム工事とは、住宅の高齢者対応のためのバリアフリー、省エネ及び耐久性を向上させるために行うリフォーム工事で、次に掲げる工事とする。また、各工事の内容については、別表2～3を参照すること。

(1) バリアフリーリフォーム工事

ア 手摺りの設置（既存手摺りの交換など機能向上が伴わないものは対象外）

イ 段差解消

ウ 引き戸への取替

エ 床表面の滑り止め

オ 便所・浴室の改良

カ 階段の勾配の緩和

キ 廊下の拡幅

ク その他市長が認める工事

(2) 耐久性向上リフォーム工事

住宅の基本性能が向上するものが該当し、増改築や性能の向上しないリフォーム工事は該当しません。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、自らが居住するための住宅のリフォーム工事を行う者で、次の各号の全ての条件に該当するものとする。

- (1) 本市の住民として、永住の意志を持って居住し、補助金の交付を受けてから5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ生活の本拠が本市であること。
- (2) 申請者及びそのものと同一世帯を構成するものが市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、国民資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料および下水道使用料、市営住宅使用料）を滞納していないこと。
- (3) 前年の世帯総所得が、毎年度4月1日時点において、厚生労働省が公表する全世帯を対象とする直近の1世帯当たり平均所得金額以下であること。
- (4) バリアフリーリフォーム工事にあつては、申請者及びその者と同一世帯を構成する者が介護保険等他の省庁の補助金等の申請を行っていない者。

（補助金の額等）

第6条 リフォーム工事での工事費の総額が50万円以上（消費税を除く。以下同じ。）のものに対して交付し、補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額に未満1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市内業者によりリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事費（消費税を除く）の20%に相当する額とする。ただし、補助金の額が50万円を超える場合は、50万とする。
- (2) 市内業者以外によりリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事費（消費税を除く）の10%に相当する額とする。ただし、補助金の額が30万円を超える場合は、30万とする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付申請者は、別に定める関係書類が整い次第速やかに夕張市リフォーム工事費補助金交付申請書（様式1）を、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は前条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容の審査等を行った上で、補助金交付の可否を決定し、夕張市リフォーム工事費補助金交付決定（却下）通知書（様式2）により交付申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定の際に必要と判断したときは、補助金交付の決定について条件を付することができる。

（工事の着手）

第9条 補助対象住宅の工事着手は、前条に規定する補助金の交付決定後でなければならない。

第10条 第8条により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、夕張市リフォーム工事費補助金交付申請変更届（様式3）に別に定める関係書類を添えて、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 工事内容を変更したとき
- (2) 業者を変更したとき
- (2) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と判断したとき

- 2 市長は前項に規定する届け出を受けたときは、当該届け出内容の審査等を行った上で、その適否を判断し、夕張市リフォーム工事費補助金交付決定変更承認（却下）通知書（様式4）により交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請の辞退）

第11条 交付決定者が補助金の交付申請を辞退するときは、夕張市リフォーム工事費補助金交付申請辞退届（様式5）により、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

(完了届等)

第12条 交付決定者は、工事が完了したときには、夕張市リフォーム工事費補助金交付完了届（様式6）に定める関係書類を添えて、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定する届け出の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の2月末日（休日その他の公休日に当たるときは、その翌日）までに行うものとする。

(補助金交付額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する届け出を受けたときは、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、夕張市リフォーム工事費補助金交付額確定通知書（様式7）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に反したとき

(2) 虚偽、その他不正な手段により補助金交付の決定を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づく取り消しを行うときは、夕張市リフォーム工事費補助金交付決定取消通知書（様式8）により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、夕張市リフォーム工事費補助金返還命令書（様式9）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた市民は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な自己は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

この要綱は、平成30年4月 2日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年4月 3日から施行する。

この要綱は、令和 7年4月 1日から施行する。

別表2 バリアフリーリフォーム工事

部 位	工 事 例	改 修 内 容
手摺り	玄関、便所、階段等に手摺を設置する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事（既存手摺の交換は対象外）
段差解消	玄関、便所、脱衣室その他の居室を結ぶ経路の床の段差を解消する工事	各入口の段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの
引戸への取替等	出入口の戸を開き戸から引き戸に取替	開き戸から引き戸へ取替 開き戸のドアノブをレバーハンドルに取替
床面の滑り止め	便所、浴室、脱衣室の床材料の取替	床の材料の取替に伴って行う下地の補強や根太の補強工事（滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理は対象外）
便所の改良	① 介護を容易に行うための工事 ② 和式便器から洋式便器の取替 ③ 洋式便器の座高を高くする工事	① 工事後、長辺の内法寸法が1,300mm以上 または、便器側方に500mm以上のスペース ② 和式便器から洋式便器の取替（本工事に伴って行う床材の変更等の工事を含む） ③ 便器のかさ上げ、取替等により便器の座高を高くする工事
浴室の改良	① 入浴・介助を容易に行うための床面積の増加 ② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取替	① 壁、柱、ドア、床材等の撤去取替 一体工事として給排水設備の改修 浴室面積増のための位置の変更 ② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取替える工事およびそれに伴って行う給排水設備の改修
階段の勾配 屋外スロープ	階段の設置または改良によりその勾配を緩和する工事 玄関に移動するためのスロープを設ける工事	既存階段の勾配が緩和されることが確認できる工事およびそれに伴って電気スイッチ、コンセントの移設工事も含む スロープの勾配は1/15以下
玄関・廊下等の拡幅	介助用の車いすで容易に移動するための通路または出入口の幅を拡幅する工事	壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替等の工事で、工事後の通路幅は750mm以上であること。浴室にあつては、650mm以上、玄関ドアは850mm以上。ただし、車いすでの通過に支障ないと判断される場合は800mm程度とすることができる。
洗面台・台所	車いす使用者が座って使えるものに取替えを行う工事	洗面台および台所の下部が開放されており、車いす使用者が座って作業ができる。

別表3 耐久性リフォーム工事

部 位	工 事 例	改 修 内 容
躯体	躯体の耐久性を向上させる工事	木造の構造部材を不朽性の低い材や断面の大きい材への取替え等。
	躯体の中性化を防止する工事	中性化防止剤の塗布。
屋根および 屋上	屋根の耐久性を向上させる工事	耐久性の高い材による屋根の張替、防水および耐候性の高い塗装材の塗布。
	屋上等の防水性を向上させる工事	耐久性の高い防水工法による改修、防水性の高い塗装材の塗布。
外壁	外壁の防水性を向上させる工事	乾式工法等による外壁の改修、防水性の高い塗装材の塗布。
	外壁の耐久性を向上させる工事	乾式工法等による外壁の改修、耐久性の高い塗装材の塗布。
設備 配管類	管の耐食性を向上させる工事	耐食性の高い管への取替、耐食性の高い材による塗膜。
	管の耐久性を向上させる工事	耐久性の高い管への取替、耐久性の高い材による塗膜。
シーリング	シーリング材の耐久性を向上させる工事	耐久性の高いシーリング材による打ち替え。
浴室	浴室の防水性を向上させる工事	防水性の高い材による改修、ユニットバスへの改修。ただし、取替えのみは対象外。
床下地材	床下地材の耐久性を向上させる工事	1 階床仕上げ材を含め、耐久性の高い材による改修